

新型コロナウイルス感染法上の位置づけが5類に移行となり、山梨県より、感染拡大防止対策への協力を随時お願いしているところです。今後も国や県の方針を基に対策の一部を見直す中で引き続き、感染拡大防止を図っていきますので対応の徹底をお願いいたします。

1. 職員対応（当施設に勤務する全ての職員）

- 出勤前に体温測定し、37.0度以上の発熱（基礎体温が高い人は+1度以上）、のどの痛み、咳、味覚・嗅覚異常、息苦しさ、強い怠さ（倦怠感）等体調不良の場合
 - ①施設に連絡し、欠勤する。
 - ②かかりつけ医の指示を受ける。（相談結果を施設に報告）
 - ③必要により医療機関を受診する。（受診結果を施設に報告）
 - ④陽性診断の場合、発症日を含み6日間（体調が回復するまで）自宅待機する。
施設に状況を報告し休業とする。（医師から感染したと分かる書類提出により特別休暇扱い）また、復帰後は感染が判明した日から10日間N95マスクを着用する。
- 家族に感染者、あるいは感染の疑いのある場合は、職員本人が出勤前に抗原検査を実施し、陰性を確認後に出勤する。但し、感染が判明した日から10日間は家庭内・施設内においてN95マスクを着用する。
- 日勤職員、夜勤専門員、入浴専門員は、出勤時に検温を実施する。
- 施設内はマスク着用、手指消毒を徹底する。
- ゴーグル又はフェイスシールドについては、原則不要とするが、作業・活動・入浴・食事の支援時等、状況により自己判断にて着用する。
- 部外者との会議等は、極力少人数で行い、会議室等広い場所を使用する。
- 施設内は1日に2回（昼・夜）、人が触れる部分を中心に消毒を行う。
（ドアノブ、手すり、トイレ等）
- 勤務中に体調不良を認めた場合は、直ちに帰宅させるとともに、医療機関への受診を徹底する。

2. 利用者対応

<入所利用者>

- 9:00～毎日体温測定を実施。37.0度以上の発熱他、咳、味覚・嗅覚異常、息苦しさ、強い怠さ（倦怠感）等がある場合は、居室等で隔離、看護師に報告し、感染状況等により、保健所等の指示を受ける。
- 食事前やトイレ後の手洗い・手指消毒を徹底する。
- 昼食時間は12:00からとする。
- 施設内では、必ずマスクを着用する。
- 外泊は可能とする。（自宅以外も外泊可）
- 受診・外出等は単独でも可能とする。（※単独外出が許可されている人）
 - ①買い物等の私的な外出は、私的外出制度を利用して職員と出かける。
 - ②外出時は、マスクを着用し、帰所時には体温測定し、手洗いと手指消毒を徹底する。
 - ③人混み 密閉・密集・密接の「三つの密」のある場所は極力控える。
 - ④セブン旭店への個人外出は、平日（火・木曜日）の午後3時15分～4時30分

の間、火・木が祝日等の場合は午前9時00分～10:00の間で許可する。

(※外出の際は、申請簿記入、名札移動、職員への声掛けを行うこと)

□ セブンからの個人配達を当面中止していることから、その間の注文は職員を通して行い、金曜日午後、職員が一括して受け取ることとする。

□ 施設内(部屋や廊下等)の空気を新鮮に保つため、十分な換気に努める。

<短期入所者・日中一時利用者>

□ 利用前に自宅で体温測定し、37.0度以上で施設利用を中止とする。

(利用開始前に玄関で体調確認・体温測定をする。)

付添者についても、施設内に入る際は体温測定をしてもらい、手指消毒の上マスクを着用する。

□ 利用中は、入所利用者に準ずる。

<通所利用者>

□ 毎朝、自宅で体温測定し、職員に体温を報告する。37.0度以上で施設利用を中止とする。本人申告が不確実な利用者は、職員が体温測定する。

□ 送迎利用者は、乗車前に手指の消毒をし、送迎中は車内の換気に努め、極力会話を自粛する。

□ 昼食時間は12:00からとする。

□ 施設利用時は、マスクを着用する。

※ 発熱、のどの痛み、咳、味覚・嗅覚異常、息苦しさ、強い怠さ(倦怠感)等の症状がある場合には、看護師に相談し指示を受ける。

※ 感染者、あるいは感染の疑いのある者との濃厚接触のある利用者は、施設に報告し、指示を受ける。

※ 発熱等の理由で利用を中止した場合は、相談支援事業所等に報告する。

<新規利用者等>

□ 利用開始前、体調確認を十分に行ったうえ利用を開始する。

□ 利用希望者の見学は、体温測定、手指消毒、マスク着用とする。

※但し、直近の感染状況を見極めて判断することとする。

3. 部外者対応

<保護者・相談支援・薬局・市町村・日中活動講師等>

□ 面会は、曜日等の制限なく可能とする。(人数2～3名、30分以内)

(※必ず、事前連絡をお願いする)

□ 外部講師等による日中活動を再開する。

□ 来客者は、体温測定、手指消毒、マスク着用とする。

<納入業者等>

□ 施設内に入る際は、体温測定、手指消毒、マスク着用とする。

□ ヤクルトの販売は、昼休み作業棟前で行う。

□ 小林リースは、物品納入は喫煙所入口からとし、受付後、体温測定、手指消毒の上、マスク着用とする。(搬入日:毎週土曜日)

□ リースキンのマット交換は、体温測定、手指消毒の上マスク着用とする。

□ 出張理美容は、月2回:Aブロック居間、通所休憩室で行う。

(※状況により場所の変更を行う)

※面会者や業者等、施設内に入入りした者の氏名・来訪日時・来訪先等について「来訪者受付確認票」への記入を徹底する。

※感染拡大防止対策等については、別紙①②③